

ジョン・ロックにおける政治的成員資格 シティズン  
シップの思想史に向けてJohn Locke on Political Membership: Towards a  
History of the Idea of Citizenship

柏崎 正憲

KASHIWAZAKI Masanori

東京外国語大学

Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

1. リベラル・シティズンシップの創案者ジョン・ロック？
2. シティズンシップの思想史におけるジョン・ロック
3. 市民としての服従者
  - 3.1 永続する服従義務
  - 3.2 有限の政治的義務および帰属
4. 自然的義務から市民的美德へ
  - 4.1 自然法と市民的意識
  - 4.2 市民的美德としての勤勉

おわりに

キーワード：市民権、市民像、臣民資格、自然法、市民的美德、政治的義務と帰属

Keywords : citizenship, subjectship, law of nature, civic virtue, political obligation and belonging

## 【要旨】

シティズンシップの思想史は、とくに初期近代において未解明の問題を多く残している。これに取り組むには、ジョン・ロックにおける政治的成員資格の概念を、リベラリズムの理論家ではなく 17 世紀の思想家として考察する必要がある。絶対主義期には個人と国家の抽象的關係が成立しつつあったものの、それは法的には君主と臣民との自然で永続する人格的關係として



考えられていた。これにたいしてロックは、統治者への服従義務を、生来自由な人間による同意に根拠づける。それによって彼は、服従者の地位を、個人が政治社会に自発的に参加するための媒介として意味づけなおす。彼はまた、自然法に従う道徳的生活の励行としての勤勉を、歴史的に新しい市民的美徳の類型として与える。こうしてロックは、政治的服従者を市民として概念化している。

There are many questions yet to be solved in a history of the idea of citizenship, particularly in its early modern period. The study of citizenship has to address itself to John Locke not as a modern liberal theorist as a 17th century thinker. Although the abstract relationship of individuals and the state was almost discernible in the era of absolute monarchy, it was legally conceived as the personal, natural and permanent relationship of a monarch and his subjects. On the other hand, Locke insists the obligation to obey the government is based on the consent given by men born free. This leads him to establish a type of subjectship as the means by which one voluntarily joins a political society. He also provides a historically new type of civic virtue, namely industry as the encouragement of moral life in accordance with the law of nature. Locke thus conceptualizes political subjects as citizens.

## はじめに

本稿の目的は、国家の成員資格をめぐる思考の営みの歴史、すなわち、シティズンシップの思想史において、もっとも未解明の部分が多い初期近代にアプローチするための作業仮説を提示することである。近代において国家の成員であることは、この地位に付随する諸権利を享受する資格をもつことであると考えられている。その一方で、古代ギリシアの都市国家に起源をもつ概念においては、権利をもつことではなく、自由な人間がみずからの同格者たちと共同でおこなう統治の営みとしての政治に参加することが、シティズンシップの内実をなす。しかしながら政治や国家にかんする思想の歴史において、これら二つ以外に、シティズンシップのいかなる類型が存在するのかは、十分に明らかにされているとは言えない。

そのような未解明の領域に光を当てるために、本稿ではジョン・ロックにおける政治的成員資格の概念に着目する。ロックは近代型の権利中心的なリベラル・シティズンシップの先駆的思想家と見なされがちである。しかし彼の政治理論を、彼自身の時代の法的、政治的、および思想的な文脈のなかに位置づけるとき、ロックの概念は違ったものとして見えてくる。初期近代における政治的成員資格は、統治者と臣民との自然的で永続的な服従および忠誠の関係として観念されていた。その一方でロックは、統治者への服従の意味を、人間の自然的自由にかん

する教説にもとづいて再解釈することによって、上位者への服従のなかに同格者への忠誠を見出した。この点において、シティズンシップの思想史におけるロックに独自の貢献を見出すことができるだろう。

## 1. リベラル・シティズンシップの創案者ジョン・ロック？

シティズンシップの歴史におけるジョン・ロックの貢献は何か。近代的リベラリズムの先駆者としてロックを位置づける伝統的な解釈においては、この問いに答えることにはいかなる困難もないだろう。他方、そのような伝統的解釈を疑問視する立場からは、この問題設定それ自体に疑問が突きつけられるだろう。しかしながら、これらのいずれとも異なる見地においてロックのシティズンシップ概念を研究することは可能である。

まずは社会学的または社会史的なシティズンシップ研究を参照しよう。社会学の分野においてマーシャルが根づかせた定義によれば、近代的シティズンシップは「諸権利の集合」である。すなわち、国家成員としての法的地位は、人身の自由や言論の自由や財産権などの基本的権利にくわえて、政治参加の権利および社会生活における平等にかんする諸権利を享受する資格をなしている [Marshall 1950]。この観点においてシティズンシップの歴史は、権利資格としてのシティズンシップが出現し、またそれを内容づける諸権利が発展していく過程として描かれる。

社会史的研究は、権利の集合としてのシティズンシップを、古代に起源をもち能動的な政治参加を理想とする共和主義的シティズンシップとの対比において、リベラル型のシティズンシップとして特徴づける。ヒーターによれば、リベラル・シティズンシップは 19 世紀以降に支配的となった類型であり、英国を「助産婦」とする「革命的反乱と契約主義的な自然権理論との結合の産物」として生み出された [Heater 1999 : 4]。この物語においてロックの貢献は、個人の自然権にかんする教義を確立したことに見出される。ただし、この教義はロック自身の時代にはなく、18 世紀後半のアメリカとフランスでの市民革命をつうじて、理念から制度に移されたという但し書きが加えられるのだが ([Heater 2004 : 65] や [Fahrmeir 2007 : 28] を参照)。この筋書きは、ロックの思想が本質的には 19 世紀以降のリベラリズムに属しており、君主政の枠内でなされた 17 世紀の名誉革命においては現実的対応物をもたなかったという前提に依拠している。

市民革命とリベラル・シティズンシップとの必然的対応という想定は、20 世紀後半に発展した文脈主義的な政治思想研究によって、くさびを打ち込まれた。ポーコック [Pocock 2003] やスキナー [Skinner 1998] によれば、英国や米国の革命を支えたのは、ロックが代弁したとされる自然権の保全としての自由よりも、古代人を鼓舞していた農本のかつ軍事的な美德に由来し、マキャヴェリやハリントンといった人文主義的知性により初期近代に復活した、共和主義

的な自由の理念であった。その一方で文脈主義的な思想史研究は、リベラル思想家としてのロック像にも重要な修正を加えている。ダンが指摘するように、ロックにとって個人の自由と合理性は、神にたいする義務の遂行と不可分に結びついており、彼にとって宗教的信仰は世俗的統治を支える不可欠の要素であった [Dunn 1969 : 266]。初期近代に復活した共和主義的シティズンシップの理想にたいするロックの距離や、彼の宗教的コミットメントの深さを鑑みると、ロックは近代的シティズンシップの成立史にはほとんど関与していないという印象すら受ける。

だがロックをシティズンシップの歴史において性急に格下げしてしまう前に、近代的シティズンシップの成立史にかんする説明そのものを再考すべきだろう。この説明が含んでいる、共和主義的な類型から近代のリベラルな類型への移行という筋書き自体はおおむね妥当であるとしても、それだけが唯一可能な説明であるということにはならない。少なくとも同程度に重要な、別種の歴史的過程にも目を向ける必要がある。

近代的シティズンシップは、国家の一般的成員資格として現れる。それは地方的特権によって内容づけられた特殊な法的地位であることをやめ、全国的で一般的な成員資格となっている。このような転換が権利の集合としてのシティズンシップの出現に先行することを、マーシャルはよく認識していた [Marshall 1950 : 14]。全国的で一般的な成員資格は、人的集団としての政治共同体ではなく、領土の統治者としての主権国家を前提としている。そのような領土的・主権的国家へと発展しつつあった、後期中世から初期近代におけるヨーロッパの君主政が、近代的シティズンシップの前史をなす [Fahrmeir 2007 : 9-10]。

初期近代の国家成員は、君主への永続的な服従義務を負う臣民 (subject) であり、その法的地位は諸権利の集合として特徴づけられるものではなかった。しかしながら臣民資格 (subjectship) を、近代的シティズンシップとは関係のないカテゴリーとして無視することはできない。英国では、1981年の英国国籍法が発効する直前の1982年末まで、臣民という語が公式に使われてきた。それにもかかわらず、英国人は近代的意味におけるシティズンシップをもっとも早い時期から論じてきたのである。だとすれば、臣民が市民へと置き換えられる以前に、臣民の概念はなにか重要な変化を被ったのではないかと仮定することができる。

臣民資格が英国の一般的成員資格として確認されたのは、17世紀のことであった。カトリックからの分離および絶対主義の発展によって、イングランドは16世紀のあいだに、聖俗両面における国王の主権と、その統治がおよぶ領土との一致を見た。その後、17世紀初頭におけるイングランド・スコットランド同君連合をへて、1608年のカルヴィン対スミス裁判において、国王への忠誠 (allegiance) のもとに出生した者が「生来の臣民」であるという法的原理が確認された ([Kettner 1978 : 17-19] および [柳井 2004 : 84] を参照)。

しかしこの原理は、一般的成員資格としての臣民資格を支えているとしても、他面において

はなお近代的シティズンシップとは異質であった。同事件で裁判長を務めたエドワード・コークは臣民資格を、下位者による服従と上位者による保護とによって成立する、自然的な社会秩序の法的表現として考えていた [Kettner 1978 : 19]。コークにとって政治秩序は、自然的秩序に適合し、これを実現するものとしてのみ存在意義を有する。したがって、臣民資格は自然的人格としての王への忠誠に由来し、法的次元においては「王冠」に象徴される政治体への忠誠として表現される [20-21]。要するに、国家と個人の抽象的で一般的な関係としての臣民資格は、ここでは人間の自然的不平等という原理にいまだ依拠していたのである。

政治的成員資格を **subject** という語で表現することや、政治体への帰属を君主への人格的忠誠に由来するものとして観念することは、ロックにとっても自明の前提であった。だがその一方で、ロックは **subject** という概念をコークとはまったく異なる原理に、すなわち、人間のあいだにいかなる優劣も存在しない自然状態という教説に根拠づけている。この教説は、政治秩序を完全な自然的秩序の模倣としてではなく、むしろ不完全な自然的秩序の補完物として位置づけなおす。これによって **subject** は、自然の定めではなく理性の教えによって統治者への服従に自由に同意する、いわば自発的服従者として再解釈される。このような原理の変更によってロックは、服従と忠誠という君主政に固有の政治的言説に、政治共同体の上位者のみならず同格者にたいする義務づけの役割を担わせた。こうして、シティズンシップの思想史におけるロックの寄与は、自由や権利よりも、むしろ政治的義務を論ずる方法における刷新として見出されるだろう。

## 2. シティズンシップの思想史におけるジョン・ロック

自由で自発的な服従を政治的成員資格の根源として提示したことが、シティズンシップの思想史におけるロックの真の貢献である。このことを理解するためには、ロックのテキストを再読するだけでなく、シティズンシップの概念史の筋書きそのものを再考する必要がある。以下ではポーコックとリーゼンバークによる先行研究を検討したい。どちらの論者も、臣民というカテゴリーを視野に収めているからである。

ポーコックが描き出すシティズンシップの思想史は、先に見た社会史的な叙述と同様に、政治的能動者としての市民像および法的地位としての市民権という、二つの概念から構成されている。第一の類型、アリストテレス流のアテナイ的シティズンシップは、対等な同格者とともに公共的な決定を作り出し、かつそれに従う資質としての「支配する能力」を理想化している [Pocock 1995 : 30]。その一方で、第二の類型、法学者ガイウス流のローマ的シティズンシップ（帝政ローマという意味での）は、事物を所有し、事物をつうじて他者と関係するところの個人であり、むしろそのような個人を共同体の成員として資格づけるところの法的地位を意味

している [34]。

アテナイ的市民像がローマ的市民権へと置き換えられた結果として、市民という語は、共同体の能動的成員ではなく、受動的な臣民を意味する概念へと変質した [Pocock 1995 : 38]。もともと、物質的世界から解放された家長の自由に依拠し、純粹で無媒介な対人関係を理想化しているアテナイ的市民像が、西洋史において死に絶えることはなかった。その一方で、事物の所有者として行為可能であることのみを要件とするローマ的市民権は、その抽象性ゆえに、さまざまな種類の政治体に適用可能な概念となった。こうして、西洋におけるシティズンシップの思想史は「アリストテレス的定式とガイウスの定式との終わりなき対話」をなしている [42]。この「対話」のなかから、同時にアリストテレス的でもガイウスのでもあるような、近代的シティズンシップが誕生した。この新たな類型は、後世にリベラルと呼ばれることになる一連の法学者や哲学者たちが、個人を事物のみならず「権利」の所有者として再定義したことの帰結であった。そのことによって彼らは、ガイウス流の法的市民権に含まれる、市民たちが相互を目的ではなく手段として扱うことの危険性を、理論的に解消したのである [43]。

以上のようなポーコックの構図は、古代型の共和主義的シティズンシップと近代型のリベラル・シティズンシップとを対比する社会学的な構図とは異なっている。ただしその一方で、ロックを近代型のリベラル・シティズンシップに還元する点では、ポーコックは社会学者や社会史家と見解を共有する。彼が描き出しているシティズンシップのアテナイ的類型と帝政ローマ的類型との対立は、彼の別のテキストにおける、直接的で対人的な自由と、制度化された諸活動によって媒介された自由との緊張——名誉革命よりも後だがリベラリズムの教義の体系化よりも前に生じた緊張——に対応するものと解しうる。ポーコックによれば、この緊張は、共和主義的な言説の圏域において生じたものであって、個人の権利としての自由をめぐる言説の圏域に還元することはできない [Pocock 2003 : 571-573]。そして、ロックが属しているのは後者の圏域、すなわちリベラリズムの教義体系であって、そこでの自由は共和主義的な自由とはまったく異なる意味を帯びるのである [578-580]。こうしてポーコックの筋書きにおいては、ロックを彼自身の時代（近代ではなく初期近代）における政治的言説の内部で考えることが断念され、権利中心的なリベラル・シティズンシップ以外の類型をロックに発見する可能性が否定されてしまう。

共和主義とリベラリズムの断絶を避けるために、包括的な人間像としてのシティズンシップという視点をとりうるかもしれない。シティズンシップの「生き残り」の局面としての初期近代にかんするリーゼンバークの説明を参考にしよう。彼によれば、この局面において政治的権威の源泉としての市民という観念は後退したが、その一方で、古典的シティズンシップに含まれる「共同体への奉仕としての能動的な生活」という要素はエリート教育の世界において生き延



びた [Riesenberg 1992 : 203-205]。この生き残りを通じて、シティズンシップは新たな意味を帯びることになる。中世における市民は、特殊な法的利益の担い手にすぎなかった。しかしルネサンスをへて初期近代にいたると、市民のイメージは、個人の「全人格」「全経歴」に関わる「複雑な心理学的存在」へと変貌する。この変化は、とくにホブズの『市民論』やロックの『教育論』に見て取れるだろう [Riesenberg 1992 : 206]。全人格的な概念として再構想されたシティズンシップは、モンテスキューとルソーを経て、フランス革命の「人間および市民の権利宣言」(1789 年)に至り、人間の生来的な自由と平等に対応する政治的概念へと高められたのだった。

リーゼンバークにならって、共同体への奉仕者としての市民像や、法的・政治的次元に限定されない全人格的存在としての市民像に着目することは、ロックのシティズンシップ概念を考察するためにも有益であろう。しかしながら、このような着眼点において扱われるべき題材は『教育論』だけだろうか。ロックにおける人間観の刷新は、認識論、道徳理論、政治理論の各領域を横断する包括的なものである。そうだとすれば、共同体への奉仕者としての市民像に关するロックの議論もまた、市民教育の領域に限定せずに、人間の知的、道徳的、政治的生活のすべてに関与する主題として考証されるべきだろう。

### 3. 市民としての服従者

人間たちの契約に起源をもつ政治共同体という教説は、アルトジウス、ホブズ、プーフエンドルフ、水平派、ハリントン、等々、政治的立場を異にするさまざまな論者によって採用された。そのなかで、政治共同体の創設者のみならず、次世代の成員もまた各自の同意をもって共同体に加入すると認めたのはロックだけであった [Locke 1988 : 2T, 117]。彼の友人で政治的陣営を共にしたティレルすら、同意による政治共同体への加入という学説を共同体の創設者たちにしか適用しなかった ([Tyrrell 1688 : 76-77] および [Franklin 1996 : 414-415] も参照)。

ロックだけがそのような見解に到達しえた理由は、自然的かつ永続的な政治的義務という原理を彼が否定したことに見出しうるだろう。伝統的な政治観においては、君主にたいする臣民の服従と忠誠は、自然の秩序に由来するがゆえに永続的であり、それゆえに政治的帰属ないし臣民資格もまた変更不可能であった。だが、もし政治的義務が人間たちの合意の産物であり、それゆえに有限で解消されうるとすれば、政治的帰属もまたしかりである。ロックはこの点に気づいていたし、それを進んで認めるべき事情も彼にはあった。自然ではなく意志にもとづく政治的義務および帰属という原理を貫くことによって、ロックは独特の政治的成員資格の概念を提示することになる。

### 3.1. 永続する服従義務

すでに説明したように、17世紀初頭、国王の臣民という地位がイングランドの成員資格の原理として確認された。コモン・ローの擁護者コークは、君主と臣民との人格的關係と、国家と個人との抽象的で一般化された関係とを、重ね合わせて議論することができた。君主への服従と政治体への帰属との二重性は、内乱から王政復古をへて名誉革命までの期間における一連の政争においても、たいていは議論の前提をなしていた。国王チャールズ一世にたいする反乱を開始し、彼を処刑するに至ったピューリタンすら、人格としての王への反逆を、政治的身体としての王への忠誠によって正当化したのである（1642年5月27日における貴族院と庶民院の宣言を参照 [Kantorowicz 1957 : 20-23]）。ロックが『統治二論』で示している政治的成員資格の概念もまた、服従と忠誠を軸とする臣民資格という原理を大きく外れるものではない。ただし、服従と忠誠が自然ではなく、人間の同意に由来すると考える点で、ロックは臣民資格の原理から離れてもいる。

伝統的な臣民資格の観念においては、君主への服従および忠誠は自然で永続的なものであり、臣民の行為によっては放棄も変更も不可能であった。これはすなわち、政治的帰属もまた永続的で変更不可能であることを意味する。だからこそ国王は、たとえば領土の外にいる臣民を呼び戻す権力をもつと考えられていた [Tsiang 1942 : 12]。1608年のカルヴィン裁判でコークが提示した臣民資格の原理もまた、この伝統的観念の内側にあると言える。コークによれば「臣民の忠誠と忠実は、自然法によって国王に帰される」。そして自然法は「神が人間的本性を創造するさい、人間を保全し方向づけるために人間の心のなかに流れ込んだものである」 [Coke 2003 : 195]。

自然法にかんする別の見解、グロティウスが始められたと見なされる見解においては、政治秩序を自然権の保持者たちによる契約の産物として考えることが可能となる。もっともグロティウス自身は、自然権を自己保存という利己的欲求に結びつけながらも、しかし他方では「社会への欲求」という別種の人間的な自然本性を維持した（[Grotius 2005 : prol. 6] および [太田 2003 : 109] も参照）。グロティウスのもとでは、政治的義務および帰属の自然性を体系的に問うまでには至らない。

政治的義務から自然性という外観を取り除いたのは、自然権の放棄へと人を導く理性の教えとして自然法を提示した、ホッブズにおいてである。彼によれば人間は生まれながらに自由だが、この自由は各人を他の人間にたいする脅威として現前させる。この脅威を取り除くには、理性の教えに従って、主権者が各成員の安全を保障するかわりに各人は自然権を放棄して主権者への服従を誓う、という契約を結ばねばならない。こうしてホッブズは政治的な服従義務を、自然的規範ではなく人間的意志に根拠づける。



だがホブズにおいても、服従者は主権者と結んだ契約を自由には解消しえない。彼によれば、契約にもとづく政治的義務を服従者が解かれるのは、もっぱら主権者の側の事情によって、つまり、主権者に追放を命じられる場合や、古い主権者を打ち負かした者にたいして新たに服従を誓う場合においてである [Hobbes 1991 : ch. 21, sect. 21, 24, 25]。ただし、次のような場合においてのみ、ホブズは服従者からの契約破棄の通告を認めている。すなわち、自己を害することや、意に反して戦争に赴くことを、主権者が服従者に命令する場合である。ホブズは次のように論じている。主権者がもつ無制限の権力は、このような命令を服従者に下すことを妨げない。だがそれでも、人は自己保存のためにのみ主権者への服従を誓うのだから、こうした命令を服従者は拒否してよい [sect. 12-17]。こうしてホブズは、各人の安全保障のための社会契約という原理を首尾一貫させ、政治的義務にたいする自己保存の優位を認める。

ただし注意しなければならないのは、自己保存が危ぶまれる状況下で自然的自由に戻ることが正当だとしても、政治的義務の放棄それ自体はあくまで不正だとホブズが考えている点である [sect. 17]。つまり、自己保存と政治的義務とが矛盾する場合には前者を優先することが許されるとしても、それは政治的義務の解除を意味しない。したがってホブズにおいても、政治的義務は服従者の意志によっては変更不可能である。それを拒否するには、彼が無秩序の源泉と見なした自然的自由に戻すしかない。

### 3. 2. 有限の政治的義務および帰属

自然的自由というホブズと同じ前提から、服従者による政治的義務の放棄を正当として承認するところまでロックは進んだ。その理由は、彼の『統治二論』を規定している文脈との関連において探られるべきだろう。

1689 年に出版許可登録を得た『統治二論』の主要部分は、すでに 1679 年から 1681 年ないし 1683 年にかけての王位排除法案をめぐる政争の局面に書かれていたことを、ラスレットの有力なテキスト批評は示している [Locke 1988 : 45-66]。この局面における論争の中心をなしていたのが、君主への服従義務を父親へのそれと同様に自然かつ永続的なものと見なす、フィルマーの家父長的君主論であった。これを斥けるためにロックは、自由な人間たちの契約に起源をもつ政治社会という学説を採用することに決めたのだが、それだけでは彼にとって十分ではなかった。第一に、この学説から導き出される人民の抵抗が、政治社会の解体を必ずしも意味しないと論証するために、ロックは政治的な服従義務を、共同体における上位者への義務と同格者への義務とに区別しなければならなかった。第二に、この学説の前提をなす人間の自然的自由がフィクションではないと論証するために、彼は政治的な義務および帰属の源泉としての同意を、現在の政治社会における全成員に妥当する原理として提示しなければならなかった。

第一の論点、人民の抵抗権を詳しく見よう。ロックによれば、統治者が人民の信託に背くとき、統治は解体し、またしたがって統治者への服従義務は解除される。ただし、統治の解体は「社会の解体」とは区別しなければならない。「外国勢力の侵攻」は統治を解体させるだけでなく社会それ自体を粉砕するが、この場合には各人に、身の安全を図る完全な自由が戻る [Locke 1988 : 2T, 211]。これにたいして、立法権力の信託違反により統治が内部から解体されるときには、個人ではなく、諸個人の結合体としての人民に権力が復帰する [2T, 222]。

これは名誉革命を正当化する議論に見える。そのように読むとすれば、ロックの抵抗権は、自然的自由とは区別された政治的自由を根拠づける試みと解しうる。ホブズにおいては、主権者が人民による不正の追及をつねに免れている一方で、被治者の抵抗は個別的で非政治的な、自己防衛のための自然的自由の行使としてのみ許容されていた。それとは対照的にロックは、暴政が人民の政治的義務を解除することを認めるとともに、人民の抵抗はむしろ正常な統治の再確立をめざす制憲的行為であると主張した。こうしてロックは、タリーが強調しているように、人民の抵抗を政治的自由の集会的な行使として擁護したのである [Tully 1993b : 319-320]。

フランクリンによれば、抵抗権の教説を採用することをロックが最初に決心したのは、王位排除法案の時期においてであった——公刊された『統治二論』に抵抗権の議論を維持したときには、それによって名誉革命を擁護する意図が彼自身にあったとしても [Franklin 1978]。この指摘にしたがってフィルマー反駁の文脈をも考慮するならば、不正な統治者への抵抗の正当化それ自体もさることながら、そのような抵抗が必ずしも共同体への脅威にはならないとロックが説いていることにも注目すべきだろう。彼には、フィルマー流の自然で永続的な服従義務を斥けるかわりに、同意にもとづく政治的義務が無秩序を回避するのに十分な拘束力をもつと示す必要があった。そのためにロックは、統治の解体、あるいは上位者にたいする義務の解消を、社会の解体、つまり同格者との社会的結合の破壊から区別する。この区別は、上位者への服従および忠誠とは異なるものとして、ともに政治社会を構成する同格者にたいする忠誠の義務が存在することを示唆する。

ロックは法に、個人を社会の同格者として相対させる媒介の役割を与えている。彼いわく、政治社会においては、最高機関としての立法部が「富者にも貧者にも、宮廷の寵臣にも鋤をとる農夫にも、単一の支配を敷かねばならない」 [Locke 1988 : 2T, 142]。ある者を政治社会の成員たらしめる条件は、このような共通の法への服従である。法を免れ、ほしいままに他者を侵害しうる者は、実質的には「いまだ自然状態のなかにおり、したがって政治社会の成員とは言えない」 [2T, 94]。この法を介した成員の相互的義務を、統治者への服従義務より強い拘束力をもつものとしてロックが考えていることは、抵抗権の教説からも明白である。

第二の論点に移ろう。自由な人間たちによる社会契約の学説にたいしては、全ての人間は「な

んらかの統治のもとに生まれる」のだから「自由に結合して新たな合法的統治を開始する」ことは不可能だという反論がありうる。これを予期して、ロックは次のように述べる。君主にたいする服従と忠誠の紐帯が自然かつ永続的であるという仮定は、数多くの合法的な君主政が現に存在するという事実により否定される [Locke 1988 : 2T, 113-115]。ある者が結んだ契約によって、その子孫までも拘束することはできない以上、子もまたみずからの同意によってしか政治社会の成員とはなりえない。ただし、父親が所有する土地を息子に相続するさい、父親が属する共同体の成員となるよう息子に条件づけることはできる。したがって成員の子は、成年に達したさい「順次別々に」同意を与えていると考えることができる。人は同意なくして自然に服従者になるという想定は、この同意が意識的に表明されるものではないことから生じる誤認にすぎない [2T, 116-117]。

このことの傍証として、ロックはイングランドの男性とフランスの女性とのあいだに生まれた子の事例を持ち出す。この場合、子はイングランドで許可を得ないかぎりその臣民にはならない。かといって、父親は子を自由にイングランドへと連れ帰って育てることができるのだから、子はフランスの臣民でもない。「両親が外国人である国に生まれたというだけの理由で、その国を立ち去ったかその国との戦争に加わったときに、反逆者や逃亡者として裁かれた者がこれまでいだろうか」。実際には、子は自由と分別の年齢に達した後で、どちらの国の臣民になるかを選ぶのである [2T, 118]。この事例は、臣民の外国生まれの子には生来の臣民資格を付与しないという、初期近代の君主政国家の法的慣行を前提としている。ただし、それをロックが同意に由来する政治的帰属という原理によって説明しているにもかかわらず、実際の慣行は、領土への帰属と国王への忠誠との同一性と呼びうる原理——「国王の *liegeance*」（領土と忠誠の両方を意味する）という法的用語が集約的に表現している [柳井 2004 : 77] ——にもとづいていた。この原理ゆえに、領土内で臣民から生まれた者は生来の臣民資格を得たのにたいして、臣民を親にもちながら外国に生まれた者は帰化の手続をとらねば臣民資格を得られなかった。

したがってロックは、彼の時代の法的慣行を、実際のものとは異なる彼自身の原理によって正当化しているのだと分かる。つまりロックは、政治的成員資格を君主と臣民との人格的關係にもとづく地位——臣民資格——として想定するが、しかしこの関係を自然のものとしてではなく、各人の同意により個々別々に始まるものとして捉えなおすのである。

ここで第三の論点を設定する必要が生じる。もし各人が自覚することなく（「このことに気づかないまま」 [Locke 1988 : 2T, 117]）統治者に承認を与え、その成員になっているのだとすれば「何をもって人を政府の法に服従させる同意の十分な表現と理解したらよいか」という問題が不可避に生じる [2T, 119]。この問いにロックは次のように答えた。まず「ある政府の領土における何らかの部分をもつた者を所有または享受している者」は、土地を統治する政府にたいして「暗

黙の同意」を与えていると見なされるべきであり、したがって政府への服従義務を負う [Locke 1988 : 2T, 119-120]。しかし、このことが「人をその社会の成員にするわけでない」。人は「明示的な取り決め、明白な約束と契約」を結ぶことなくして、政治共同体の成員または服従者にはなれないのである [2T, 122]。

この暗黙および明示の同意にかんする議論は、別の文脈のなかで解釈される必要がある。『統治二論』第2篇の第119節から第122節だけは、王位排除法案の時期にでなく、名誉革命直後における忠誠論争をふまえて加筆された可能性が高いと、デン＝ハルトホは指摘している [den Hartogh 1990 : 114-115]。1689年の仮議会でウィッグは、トーリーに譲歩して、統治解説ではなくジェイムズ二世退位説を採用し、彼が空位とした王座をウィリアム三世が占めるにすぎないと主張した。さらには官職保有者の忠誠誓約の文言を短縮することで、宣誓がウィリアム三世の「事実上の王位占有」の追認にすぎないという解釈を可能にした。これにたいして、ロックを含むウィッグの急進派は強く反発した。彼らは、名誉革命体制が「人民の構成的行為」により創設された「新たな統治」であると主張し、君主への宣誓義務を「全ての成人男性」に拡張することを呼びかけたのである [den Hartogh 1990 : 109-113]。

新体制の正統性を全員の明示的宣誓によって確立することが、ロックにとっては理想的であった。だがこのことは裏を返せば、全員が宣誓を行わないかぎり新体制は正統性をもたないと認めることにつながってしまう。暗黙の同意は、そのような議論への予防線として解することができる。被治者の消極的服従そのものを同意の表明として読み取れるとすれば、社会の安寧を保っているかぎり、統治は人民に同意されていると主張することができるからである。だがその一方でロックは、暗黙の同意だけで足りると考えているわけでもない。彼自身が言及しているように、消極的服従としての同意は「外国人」[2T, 122]にも表明可能である。だとすれば暗黙の同意は、他ならぬ人民の名において与えられる同意とは必ずしも言えないことになってしまう。だからロックには、正統性の根拠として、暗黙の服従と明示的宣誓との両方が必要であった。明示的宣誓による成員は、統治の正統性の主要な支持者となる、いわば模範的、理想的な市民像としての役割を与えられているのである。

ロックは、明示の同意によって生じる政治的義務と帰属を、永続的なものと見なす。彼によれば、暗黙の同意者における服従義務が、土地の「享受とともににはじまり、享受とともに終わる」一方で、明示の同意者は、成員としての地位に「永遠かつ不可避に」拘束される [2T, 121]。かくしてロックは、政治的義務および帰属の永続性という要素を、限定的に復活させる。この点においては彼もまた、共同体への忠誠を能動的に示すことを理想化する、古典的、共和主義的な市民像と無縁ではなさそうである。しかし彼は、この理想を普遍的な要求として掲げるほどには市民的能動性に期待を寄せない。そのかわりに、みずからの誓約に拘束される場合を除い

て、人はみずからの行為によって、服従義務を政治的帰属とともに解消することができると思われるのである。

#### 4. 自然的義務から市民的美徳へ

ロックにおける市民としての服従者は、公共への能動的参加者としての相貌をもっているだろうか。政治共同体への永続的忠誠を誓う成員ないし服従者という抽象的なイメージをこえて、成員の相互的な結びつきを促す市民的意識にかんする構想を彼がもっていると言えるだろうか。本稿における残された問題はこれである。

##### 4.1. 自然法と市民的意識

ロックの思想が能動的市民像をもっているという主張は、懐疑的な反応を引き起こすだろう。というのも、彼の同時代人たちが理想的な市民像を喚起する政治的言説として活用したのは「古来の国制」や共和主義であるが、しかしロックはそうした言説から距離をとり、そのかわりに自然の法権利の教説に依拠したからである（[Thompson 1994] および [Pocock 2003 : 423-424] を参照）。ポーコックによれば、イングランド古来の国制に臣民の自由と権利の根拠を見出そうとする言説ですら、たんなる惰性的な伝統主義ではなく、むしろ 16 世紀におけるトマス・モアのような人文主義者のそれと比較可能な「議会、法廷、およびコモン・ローの地方行政において自己主張するジェントリ」の「市民的意識」(civic consciousness) の表現をなしていた [Pocock 2003 : 340-341]。他方でロックの議論は、立憲主義的ではあるとしても、君主権力を制限する原理をあくまで自然法のなかに探求し、イングランド固有の歴史的伝統への訴えをほとんど含まない。まさにこの理由でポーコックは、ロックを「共和主義の伝統にたいする敵の一人として位置づけ、その重要性を論じることが可能な」思想家と見なす [424]。

これに反論することは可能だ。ロックが『統治二論』において自然法から引き出したのは、人民の抵抗こそが、統治の腐敗を抑制し、君主による人民とは異なる利益の追求を制約する手段を作り出すという見解であった。タリーが指摘するように、この抵抗権の教説において、ロックにも共和主義的な要素を見出しうる [Tully 1993a : 261, 266]。

とはいえ、より明確にシティズンシップと結びついた政治的言説をロックがあえて採用しなかったことも、やはり考慮すべきだろう。彼がそうした言説を避けたのは、おそらく意図的であった。というのも彼は、公共心に溢れる有徳の市民という過去の理想をそのまま再現することはできないという前提に立って、議論を進めているからである。

ロックが『統治二論』において提示する政治理論は、もはや「より多くの徳」や「より善良な統治者」が失われ、そのかわりに「虚しい野心、邪な所有愛、邪悪な貪欲が人々の心を墮落



させてしまう」ような時代へと宛てられている [Locke 1988 : 2T, 111]。この時代における危険は、統治者が「人民から切り離された別個の利益」をもつことである。この事態を防ぐ方法を、失われた徳のかわりに、何に見出しうるか。周知のとおりロックの答えは、政治共同体の全成員がそれに等しく服従すべき「立法部」を設立し、これが制定する法をもって統治を行うことであった [2T, 94]。そして、もし立法部が改変され「統治の解体」と呼びうるほどの腐敗が生じたならば、そのとき権力は人民に戻り、人民は立法部を新しいものに置き換えることができる [2T, 222]。こうして提示された立憲的統治の原理は、しかしながら、それを支える人民の役割を促進するために、どのような制度および市民のあいだの気風が必要かという議論を欠いている。「ロックは統治の起源と終焉に関心があったが、その構造と実行には関心がなかった」とポーコックが評するゆえんである [Pocock 2003 : 579]。

しかしながらロックは、政治秩序を支える市民的意識にかんする議論をまったく不必要だと考えていたわけではない。彼は市民的意識に、不完全で不確実な理性しかもたない人間を道徳的生活へと促す動機づけとしての役割を与えている。

人間理性の不完全さと不確実さを、ロックはすでに最初期のテキスト『自然法論』(1664年)において強調していた。彼によれば、自然法にかんする知識は生得的なものではなく、理性は自然法の「解説者」としての資格しかもたない [Locke 1997 : 82]。道徳にかんする慣習的意见は、どれほど自然なものに見えとしても、実際には幼少期に「親や教師や共同で生活する者によって教え込まれ、無防備な精神に流れ込んできた」ものにすぎない [98]。不確実な人間理性を道徳的生活へと向かわせる動機づけを、ロックは快苦主義の原理に見出す。『人間知性論』(1690年)で彼は、道徳的善悪を「立法者の意志と権力にもとづいて私たちに善悪を課すような法にたいする、私たちの自発的行為の一致ないし不一致」として定義し、この法が「快苦」すなわち「賞罰」をもって強制されると言い加えている [Locke 1975 : bk. 2, ch. 28, sect. 5]。この定義に当てはまる道徳律には、神法(自然法および啓示)、世俗法、評判法の三種類がある。もともと上位にある神法は来世での賞罰によって、世俗法は権利の保護および刑罰によって、そして評判法は美德への称賛および悪徳への非難によって人を拘束する [sect. 6-10]。

徳に訴える議論にロックが満足しない理由もまた、人間理性の不確実さとの関連において理解可能となる。1686年から1688年に書かれたと推測される一手稿において彼は「アリストテレスの権威のうえに立つ」スコラ倫理学への不満を表明している。ロックいわく、社会的紐帯の破壊につながるような行為を除けば、ある行為がどの社会でも美德または悪徳として定まった評価を与えられることはない。ところがスコラ倫理学は「道徳については何も教えず……彼らやアリストテレスと同じように行為を呼び示すよう教えるにすぎない」["Of Ethic in General" in Locke 1997 : 299-300]。つまり美德と悪徳のスコラ的区別は、ある社会の世評が定



める区別と同様に、ただの相対的で不確実な道徳的意見でしかない。

とはいえ、ロックは徳を無用の長物として考えているわけではない。彼によれば、倫理学は道徳規則を教えるだけでなく、道徳的实践への動機づけをも示さねばならず、そしてこの動機づけは、世評が定める徳に固有の役割である。この見解をロックは、1693 年の手稿で簡潔かつ明確に述べている。彼いわく、道徳への動機づけは、各人の快苦という水準においてしか議論しえない。しかし「友情」と「説得」によって、人を「反対の快樂」へと習慣づけることが、すなわち、快樂を「良心」や「理性」と協働するように仕向けることが可能である [“Ethica B” in Locke 1997 : 319-320]。そのかぎり、徳の尺度の妥当性が特定の社会に限定されることを、ロックは肯定的に受け止めている。彼は『人間知性論』で次のように述べる。人々が自分たちのあいだで称賛または非難に値する行為を美德や悪徳と名づけることを「奇妙だと思ふべきではない」。徳の尺度の源泉をなす「意見の力」は、政治社会へと結合し各自の力を公共に委ねた人々が、なおも「同胞たる市民」(fellow-citizen) にたいして善き行為を推奨し、悪しき行為を控えさせるために保持しようと望むものであるからだ [Locke 1975 : bk. 2, ch. 28, sect. 10]。

こうしてロックは、歴史的あるいは共和主義的な言説ではなく、自然法と理性との関係をめぐる快苦主義的な想定に依拠しながらも、市民的な同胞意識を涵養する価値としての徳について、独特の見解に到達している。独特というのは、ロックが市民的なものと呼ぶに相応しい特定の徳目を奨励するのではなく、ある政治社会が徳にかんする特殊な価値尺度をもつこと自体を形式的に擁護していることを指す。そのように徳の役割をいわば機能主義的に定義する点で、彼の議論は共和主義的な言説とは一線を画す。しかしそのことは、政治社会への能動的参加を促す動機づけの問題を彼に考えさせることを妨げはしない。

#### 4.2. 市民的美徳としての勤勉

しかも、ロックが市民的美徳として重視する特殊な徳目が一つだけ存在する。それは勤勉さ(industry)の美德である。この徳目がロックにとって特別な意味をもつことは、彼が勤勉を共同体の世評にではなく、自然法に根拠づけている点に窺える。彼にとって勤勉であるとは、労働をつうじて自然の事物を私的に所有することと同義である。そして勤勉によって所有するとは、次の二つのことを意味する。第一に、他人の労働の成果を不当に欲するのを控えて、自分の労働によってのみ生きること、すなわち自立と自活。これをロックは人間の自然的義務と考えている。第二に、土地の生産性を高めることにより、自己の富を増やすだけでなく、社会をより豊かにすること。これをロックは人類全体への貢献としてのみならず、政治共同体への貢献という意味で市民的な美德としても捉えている。以上のことを順に見よう。

ロックが『統治二論』第二篇で描き出す自然状態において、人間たちは同格者としてたがい

に相対する [Locke 1988 : 2T, 4]。彼はリチャード・フッカーを引用しつつ、この自然的平等が「人間たちの相互愛への義務」を基礎づけていると言う [2T, 5]。しかしロックによれば、自然の平等それ自体から導き出される道徳的義務は、他者の生命、健康、自由、所有物を侵害してはならないという消極的義務にすぎない。しかもこの義務は、同格者にたいする相互的義務である以前に、平等な存在として人間を創造した神の意図に由来するものとして、つまり上位者にたいする義務として設定されている [2T, 6]。

財産所有権にかんするロックの見解を正当化しているのも、相互不可侵という消極的義務である。彼にとって所有権とは、神が人間の共有物として与えた自然世界を各人が実際に利用可能とするために、各人が自然の一部を私的に専有する権利を意味する [2T, 26]。彼によれば、この権利の源泉は、各人が自然的対象に加える労働であり、そして労働による私的専有を正当化するのには、各人がみずからの人格／人身 (person) にたいしてもつ不可侵の自然権である [2T, 27]。さらに財産所有権は、他人の自然権の侵害に当たらないという理由によっても正当化されている。ロックいわく、自然的対象の専有、とくに土地所有は、自分自身の必要を満たす範囲を越えないかぎり、また専有の後にも同種のもが他人にたいして十分に残されているかぎり許される [2T, 31, 33]。

所有権にかんするロックの議論は、正義のみならず利益の観点にも依拠している。一人の人間が労働を投入できる事物や土地の量が僅かである時代には、他人に損害を与えるほどに多くのものを一人が所有することは、不正である以前に、無益で考えられないことであったとロックは述べている [2T, 51]。労働による所有が正義のみならず善行でもあり、人類全体の利益に貢献するというロックの見解は、次の一節でさらに明白に表明されている。「神は世界を、人間の利益になるように、またそこから最大限の便益を引き出すことができるように与えたのだから、神の意図が、世界をいつまでも共有で未開拓のままにしておくことにあったとは到底考えられない」。したがって「勤勉で理性的な人間」による土地の利用こそが正当な財産所有であって、他人の土地に干渉する「喧嘩好きな」人間は所有権を主張しえない [2T, 34]。勤勉がもたらす利益は、数量的な労働生産性にも表れる。「囲い込まれ開墾された一エーカーの土地」は、同じ広さの「共有地として荒れるに任されている」土地と比べて「少なく見積もっても」「十倍の」食料を産出するだろう [2T, 37]。こうしてロックは、勤勉と結びついた土地所有を、人類への貢献として正当化する。

さらにロックの議論は、神の意図にかなう自然的な美德としての勤勉から、市民的美德すなわち政治共同体における共通善としての勤勉へと移行する。所有権の考察のなかで「ついでに述べただけの」指摘として、ロックは勤勉および労働生産性の政治的な意義に言及している。彼いわく、統治者にとって重要なのは、領土の広さよりも人口の多さであり、耕地を増やし、

また正しく利用するための技術であり、そして「確立された自由の法によって、人間の誠実な労働を、権力の抑圧や党派の偏狭さに抗して保護し奨励しようとする、賢明で神のような君主」の存在である [2T, 42]。さらに彼の経済学的テキストに目を通せば、人民を構成するさまざまな職分による勤勉をどれほどロックが重視しているかに気づかされる。彼がもっとも重視するのは製造業者であり、それは工業製品が「最小の貨幣」で膨大な利益を生むからである。土地所有者については、彼らが「王国の負担の大部分」を担うことよりも、保有する土地からより多くの富を産出することをロックは称える。またしたがって、土地所有者の貢献には「借地人の勤勉」も含まれると彼は指摘する [Locke 1824 : 29, 36, 62]。

政治共同体における勤勉という美德は、怠惰という悪徳にたいする処罰によっても促進されるべきだとロックは考えている。彼にとって怠惰とは、自立し自活する意志を欠くことを指す。共同体の「怠惰な」貧民にたいしては教区外への自由移動の禁止、その違反にたいする重労働や収容、さらには耳の切除のような身体刑など、厳格な規律と懲罰をもって臨むべきことをロックは主張している ["An Essay on the Poor Law" in Locke 1997 : 184-189]。

ロックにおける勤勉の概念に着目するとき、彼が提示する市民像をどのように特徴づけることが可能だろうか。ポーコックが提示する市民像——アリストテレスからマキャヴェリ、ハリントンへと続く知的伝統において理想化されている市民像——とは、ロックのそれは対照的である。この知的伝統からポーコックが掘り起こした「市民的で愛国的な理念」においては「人格は〔土地〕財産に基礎をもち、シティズンシップ〔市民的参加〕において完成する」が、その一方で「つねに腐敗の脅威にさらされている」[Pocock 2003 : 506]。そして、この理念を支えているのは「人格の直接的行為」としての自由という強い市民的美徳である [572]。他方でロックにおいては、所有が独立した人格を基礎づけるのではなく、逆に独立した人格——自己の労働に依拠する人格——こそが所有の源泉をなす。またしたがって、彼が重視する市民的美徳とは、十分な物質的資源（つまり土地）を保有する者にのみ負担可能な公的任務を遂行することよりも、異なる種類と量の資源をもつ者たちがそれぞれに可能なしかたで勤勉さを発揮し、社会に貢献することである。

勤勉を美德とする点で商業社会に適合的なロックの市民像は、土地所有を基礎とする農本的な市民像とはかけ離れている（もっともピンカスによればロック以前にも、ミルトンとハリントンを除いて、空位期の共和主義者たちは英国社会の商業化を前提とした政治理論を展開していたが [Pincus 1998]）。とはいえ、次の二つの意味において、この徳目をなおも市民的と呼ぶことは妥当である。第一に、彼が勤勉を、同じ政治社会に属する成員間での相互的で積極的な貢献として強調している点において。第二に、統治者が成員に奨励すべき徳目としてそれを位置づけている点において。さらには次のことを言い加えてよいだろう。ロックが自然法の教説

から引き出したのは、権利としてのシティズンシップ——近代的シティズンシップを特徴づけるところの——というよりも、むしろ参加としてのシティズンシップの新たな類型である。それは、土地所有とシティズンシップとの本質的な結びつきを断ち切る点において、伝統的類型から断絶している。

### おわりに

本稿が解明したのは、ロックにおける政治的成員資格の概念が、リベラル・シティズンシップの創案というよりも、初期近代における臣民資格の概念の再解釈として、歴史的意義をもつことであった。統治者への自然的で永続的な服従義務を、ロックは自由な同意にもとづく有限な政治的義務および帰属として読み替えた。彼はまた、自然の理性にしたがって生活する道徳的義務から出発して、共同体の同胞への貢献をなす市民的美徳としての勤勉という見解を導き出した。これらの歴史的に新しい観念が表現する市民像は、近代における権利の保持者としての市民でも、共同体の支配者としての地位を共有する古代的市民でもなく、理性の導きにしたがって自己を社会へと自発的に結びつける政治的服従者である。それは初期近代における過渡的な類型ではあっても、近代的シティズンシップの未解明の起源を探り出すための糸口となるかもしれない。

追記： 本研究は JSPS 科研費 18K12699 の助成による研究の一環である。

### 参考文献

- Coke, Edward 2003  
*The Selected Writings and Speeches of Sir Edward Coke*, vol. 1, S. Sheppard (ed.), Indianapolis, Liberty Fund.
- Dunn, John 1969  
*The Political Thought of John Locke: An Historical Account of the Argument of the Two Treatises of Government*, Cambridge, Cambridge Univ. Press.
- Fahrmeir, Andreas 2007  
*Citizenship: The Rise and Fall of a Modern Concept*, New Haven, Yale Univ. Press.
- Franklin, Julian 1978  
*John Locke and the Theory of Sovereignty: Mixed Monarchy and the Right of Resistance in the Political Thought of the English Revolution*, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 今中比呂志、渡辺有二訳『ジョン・ロックと主権理論』御茶の水書房、1980年
- Franklin, Julian 1996  
Allegiance and Jurisdiction in Locke's Doctrine of Tacit Consent, in *Political Theory*, 24(3), pp. 407-422.
- Grotius, Hugo 2005  
*The Rights of War and Peace (De jure belli ac pacis)*, ed. by R. Tuck, Indianapolis: Liberty Fund.
- den Hartogh, Govert A. 1990  
Express Consent and Full Membership in Locke, in *Political Studies*, 38(1), pp. 105-115
- Heater, Derek 1999

- What Is Citizenship?* Cambridge, Polity Press. 田中俊郎、関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店、2002年
- Heater, Derek 2004  
*A Brief History of Citizenship*, New York, NYU Press.
- Hobbes, Thomas 1991  
*Leviathan*, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 水田洋訳『リヴァイアサン』4分冊、岩波書店
- Kantorowicz, Ernst 1957  
*The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, Princeton, Princeton Univ. Press. 小林公訳『王の二つの身体』平凡社、1992年
- Kettner, James H. 1978  
*Development of American Citizenship, 1608-1870*, Chapel Hill, Univ. of North Carolina Press.
- Locke, John 1824  
Some Considerations of the Consequences of Lowering the Interest and Raising the Value of Money, in *The Works of John Locke*, 4, London, C. and J. Rivington. 田中正司ほか訳『利子・貨幣論』東京大学出版会、1978年
- Locke, John 1975  
*An Essay Concerning Human Understanding*, Oxford, Clarendon Press. 大槻春彦訳『人間知性論』4分冊、岩波書店、1974年
- Locke, John 1988  
*Two Treatises of Government*, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 加藤節訳『統治二論』岩波書店、2007年
- Locke, John 1997  
*Political Essays*, edited by Mark Goldie, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 山田園子、吉村伸夫訳『ロック政治論集』法政大学出版局、2007年
- Marshall, T. H. 1950  
*Citizenship and Social Class, and Other Essays*, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 岩崎信彦、中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社、1993年
- Pincus, Steve 1998  
Neither Machiavellian Moment nor Possessive Individualism: Commercial Society and the Defenders of the English Commonwealth, in *The American Historical Review*, 103(3), pp. 705–736.
- Pocock, J. G. A. 1995  
The Ideal of Citizenship since Classical Times, in R. Beiner ed., *Theorizing Citizenship*, Albany, SUNY Press, ch. 1.
- Pocock, J. G. A. 2003  
*The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, 2nd ed., Princeton, Princeton Univ. Press. 田中秀夫ほか訳『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会、2008年
- Riesenberg, Peter 1992  
*Citizenship in the Western Tradition: Plato to Rousseau*, Chapel Hill, Univ. of North Carolina Press.
- Skinner, Quentin 1998  
*Liberty before Liberalism*, Cambridge, Cambridge Univ. Press. 梅津順一訳『自由主義に先立つ自由』聖学院大学出版会、2001年
- Thompson, Martyn 1994  
Locke's Contract in Perspective, in D. Boucher and P. Kelly eds., *The Social Contract from Hobbes to Rawls*, London, Routledge, ch. 4. 飯島昇蔵ほか訳『社会契約論の系譜』ナカニシヤ出版、1997年
- Tully, James 1993a  
Placing the Two Treatises, in N. Phillipson and Q. Skinner eds., *Political Discourse in Early Modern Britain*, Cambridge, Cambridge Univ. Press.

Tully, James 1993b

*An Approach to Political Philosophy: Locke in Contexts*, Cambridge, Cambridge Univ. Press.

Tsiang, I-Mien 1942

*The Question of Expatriation in America Prior to 1907*. Baltimore, Johns Hopkins Press.

Tyrrell, James 1688

*Patriarcha non monarcha*, London, Richard Janeway.

太田義器 2003

『グロテュウスの国際政治思想』ミネルヴァ書房

柳井健一 2004

『イギリス近代国籍法史研究』日本評論社